第5回関市自治基本条例策定審議会 会議録

1 日 時 平成25年4月23日(火)

開会 午後7時00分 閉会 午後9時19分

2 場 所 関市役所6階 大会議室

3 出席委員 (◎会長、○副会長)

1号委員 阪野 貢 公募委員

後藤律而 公募委員

高村明宏 公募委員

亀井 專 公募委員

梅田洋子 公募委員

濱岸利夫 公募委員

黒田 勉 公募委員

薫田文悟 公募委員

野澤敬子 公募委員

濱島純子 公募委員

佐藤孝洋 公募委員

杉山健二 公募委員

西澤達也 公募委員

澤井三男 公募委員

增井紘昭 公募委員

2号委員 石井和典 関市老人クラブ連合会会長

長屋政明 関市社会福祉協議会副会長

浅野欽一郎 関市まちづくり協議会会長

清水宗夫 関市青少年健全育成協議会会長

高井奈津子 関市地域情勢の会連合会副会長

3号委員 ◎鈴木 誠 愛知大学地域政策学部教授

土屋康夫 元岐阜新聞論説委員

北村隆幸 関市市民活動センター事務局長

4 欠席委員 1号委員 吉田宰志 公募委員

安田光昭 公募委員

2号委員 ○山中一義 関市自治会連合会会長

粟倉元臣 関商工会議所副会頭

北村正敏 岐阜県関刃物産業連合会会長

杉浦康弘 (社) 関青年会議所理事長

杉山ミサ子
関市NPO連絡会会員

5 その他の 事務局 桜田公明 市民協働課長

出席 市民協働課主幹

相宮 定 市民協働課課長補佐

中村亜由美 市民協働課係長

6 議事

(開会 午後7時00分)

1 会長あいさつ

会長

今日で5回目の審議会になりました。前回お約束したとおり今日は 市民のみなさんにとって一番実感のしやすい、これから関市が基礎的 自治体として市政運営をしていくにあたって、市民のみなさんがどの ような期待を持つのか、そしてどのような言葉で呼びかけていくのか、 そういった観点の内容についてご審議いただく日になります。過日お 話したように皆さんから前文についてのアンケートもいただいてお ります。それから審議会で様々なご意見をいただいているので、その 内容を十分踏まえて、事務局でまず文章のたたき台をつくってまいり ました。その内容を私の方で確認しまして、今日委員の皆さんの方へ お示しすることになりました。これはあくまでも、まだ案の案の段階 です。関市の自治基本条例の素案をつくっていく過程の中で、今日は 主に前文、総則、基本原則並びに市民の権利と責務の原案を検討いた だくことになります。今日はこの後、また3つのグループに分かれて いただきまして、そこで進行役の方からこの内容についての説明、審 議の進行をお願いすることになりますので、どうぞ積極的に意見交換 をしてグループ内での大方の内容の合意形成、論点の明確化に努めて いただきたいと思います。この後事務局からどのようにして、どのよ うな内容の文案を皆さんにお示ししたのか、もうすでにお目通しかも しれませんが、改めて内容を簡単に説明し、その後グループに分かれ てご審議に移っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いい たします。

事務局

審議に入ります前に資料の確認でございます。事前にお配りしました資料のほかにお手元に会議録を置いてございます。前回の会議録でございまして、皆様方の発言をまとめたものでございます。訂正等がありましたら事務局の方へ連絡いただきたいと思います。その後ホームページの方へ掲載していきたいと思います。それでは審議会条例の規定に基づきまして会長の議事進行でお願いしたいと思います。

2 条項について (グループ討議)

会長

それでは早速時間もありませんので、今日 21 時までですが、意見 交換の方に移っていきたいと思います。最初に本日の全体会議の検討 項目ということで、皆さんにどのようなことを検討いただくのか、そ の文案について事務局から説明いただきます。

事務局が資料に基づき説明

会長

今、事務局の方から皆様方にお示しいただきました内容は、これまでの皆さんご意見を基につくってみたものです。これからの審議については、このような大きな単位では難しいので、各グループに分かれまして率直に皆さんのご意見を出し合っていただきながら内容の過不足、あるいは修正、さらには新たな提案というものをいただきたいと思います。それではグループを分けます。

事務局

それでは、本日は 6-1 会議室がAグループ、6-2 がBグループ、6-4 がCグループとさせていただきます。

会長

それでは課長から説明があった各部屋に分かれていただいて進行 役の市民の皆さんの基で積極的な、建設的な意見交換をしていただき たいと思います。それでは、8時半にこの部屋にお戻りくださるよう お願いします。そしてここでまた各グループで出された意見について ご紹介していきたいと思います。では、それぞれ分かれてお願いいた します。

グループ討議

3 発表、意見交換

会長

ABCの各グループから審議された内容を紹介していただきたい

と思います。それではAのグループから紹介をお願いします。

委員

(Aグループ)

Aグループは、一通り全部色々な意見を聞きました。多かったのが、 言葉の使い方でもう少し分かりやすい表記の仕方があるのではない かということが指摘されました。その中で象徴的な部分をご紹介させ ていただきます。前文ですと2行目の刃物のまちとして発展してきま したというところですが、刃物のまちというと旧関市では対外的にイ メージがありますが、逆にいうと合併地域からすると第3者的な見方 になってしまうイメージがあります。次に3段落目ですが、責任を持 って選択し行動する自主・自律の精神による協働のまちづくりという のは、何を選択するのか分かりづらい。そして最後のフレーズで、自 治のさらなる進展のためとありますが、進展を向上という言葉の方が 良いのではないかという提言が出ました。細かなことは、事務局の方 でまとめていますので省きます。そして総則と目的の部分ですが、幸 せなまちを協働してつくるということですが、幸せなまちをもう少し 具体的な表現、例えば安全・安心というような表現をしてほしい。そ して幸せなまちを協働してつくるというよりは、協働して幸せなまち をつくるといった言い方がよりすっきりして入りやすい。市民主体の 自治を実現のところですが、普通ですと行政や議会と市民が同じよう に平等とは言いながらも、やっぱり市民よりも大きなアドバンテージ を持っているので、もう少し強い表現をした方が良い。例えば、市民 主権という表現もあるのではないかという意見がでました。2番の定 義で、行政という定義について、市長の中に執行機関と言いますか市 役所とか全部含まれているのか、一般には分かりづらいので、表記の 仕方を工夫してほしい。4番のまちづくりでは、住みよいまちをつく り、心豊かな人を育むために、市民、議会及び行政が行動することを 取り組む活動を行うとしてはどうか。次に5番の市民、議会及び行政 がお互いを尊重しというところをお互いに尊重しに変えた方が良い という意見がでました。基本原則では、1、2、3の項目に対して4が 異質な感じがするので、地域の特性を生かします、それに加え市民の 知恵を生かしますという言い方にした方が分かりやすい。3の市民の 権利と責務等では、参加することができますとか、知ることができま すとか、こういうことができますという表現が許可を与えられている ような感じがします。やってもいいよというような感じになるので、 これはもう少し、権利を有するとか強い意味合いの言葉にした方がイ

メージしやすい。これは2番、3番についても同じような言い方、同じような目線で統一した言い方をしてもらった方が良い。最後に子どもの権利ですが、子どもに青年というカテゴリーをきちんと入れた方が良い。子ども・青年というような表現にしてほしい。子どもの権利はきちんと保障するべきであり、責務についても特に青年あたりになると大人になってきますので、責務も市民の責務と同じであれば同じというように、きちんと分かるような表記をしてほしい。それから子どもというのは何歳から何歳をいうのか、分かりやすく記載されていると良い。細かな言い方などはいろいろ意見が出ていましたが、おおまかなところについてご紹介させていただきました。

会長

ただいまAグループから説明いただきましたが、Aグループの皆さん方で補足することとか、他のグループの皆さんに紹介するようなことはありますでしょうか。正確には記録をとってもらっていますので、それをおこして今ご指摘いただいたところを補えるようなかたちで整理したいと思います。それではBグループの方、お願いします。

委員

(Bグループ)

それでは、Bグループの内容をお知らせしたいと思います。前文に 関しましては、最初の1行目ですが、豊かな自然と清流という表現で 自然の中に清流も包括されているという意見がございました。表現を 少し考えてほしいということでしたが、清流という言葉は残してほし いという意見もございました。前文に関しましては今後進んでいく中 で、きっと足りないものは何かとかいろいろ出てくると思うので、付 けくわえたり、削除したりとか、変更する余地を残しておいてほしい という意見が出ました。2つ目の目的に関しましては、幸せなまちを 協働してつくりの部分に関しまして、ワークショップの意見の上から 2つ目に住みよいまちとありますが、この住みよいまちという言葉を 入れてはどうかという意見がでました。住みよいまちというのが、関 市が目指すべきものであり、次のまちづくりの定義に関しましても入 っている言葉なので入れてはどうかという意見がでました。次の定義 に関しましては、基本的にはこれで良いということだったのですが、 前文、目的の中でみんなの幸せを目指そうと言っているのであれば、 自治基本条例の中に外国人の方とか排除する概念というものは入れ てはいけないのではないかという意見がでました。その意味でこのま まで良いのではないかという意見です。そして条例の位置付けに関し

ましては、最高規範性についての議論がありました。 条例の趣旨を 最大限尊重しますという表現で良いと思いますが、しっかり守っても らえるようにしてほしいという意見が出ました。次に基本原則に関し ましては、2番の互いに情報を提供し共有しますという部分の情報は、 ここだけ見ると何でもかんでも情報は提供しなければならないのか というようなことに見られてしまうということがあるので、用語の定 義で情報とはどのような情報なのか定義した方が良いという意見が ありました。4番目の地域の自然、歴史、文化及び市民の知恵を生か しますということが分かりにくく、少し内容も唐突すぎるという意見 が出ました。地域の自然、歴史、文化を大切にしたいということなの で、そのような意味が分かるような表現に変えた方が良いという意見 がでました。そして3番の市民の権利と責務等に関しましては、ここ でも情報という言葉がありますが、この情報があいまいなので、はつ きりさせるために補足説明が必要ではないかという意見がでました。 最後に子どもの権利に関しては、大変重要なのでしっかり位置づけて ほしいという意見でした。

会長

それではBグループで一緒にご議論された方の皆さんの中から、ほかのグループの皆さんに紹介するような追加事項はありますでしょうか。よろしければ、Cグループお願いいたします。

委員 (Cグループ)

前文からですが、初めの刃物のまちとしてという言い方なのですが、これを第1番目に持ってくることが問題になりました。それは、関市は合併している旧町村地域にも配慮すべきではないかという意見が出ました。旧関市に関して言えば、刃物のまちは抵抗がないけれども、合併地域にもう少し配慮すべきであるという意見がでました。それから2段落目ですが、創造しなければなりませんというところで、創造という言葉が非常に古いということと、なければなりませんという言葉を命令形ではなくて自主的な表現にしてほしいという意見がありました。それから総則の目的なのですが、幸せなまちという言葉が出てきますが、幸せなまちとはどんなまちなのか議論してもなかなか出口が見えてこないので、例えば、豊かなまちであるとか、そういった別の言葉に変えていくとかといった意見が出ました。次に定義ですけども、これについては意見がなく、このままで良いという意見でした。それから条例の位置付けでは、最大限に尊重しますではなく尊重すべ

きであるという意見が出ましたが、最終的には尊重しますという言葉 で落ち着きました。次の基本原則では、1番の人権という言葉はくど い、この中に人権という言葉はあまりなじまない。ここは、まちづく りに対する考え方、思いとか、情熱とか、そういったものではないか、 人権というのはもう少し次元が違う、もっと上のものだという意見で した。市民の権利と責務の中では、字句に対する意見なのですが、市 民の責務の中に自律的なとありますが、自らを律するというこの言葉 が非常に分かりにくい。むしろ自立、自ら立つということではないか という意見が出ました。市民の権利で、まちづくりに参加することが できるとありますが、参加はやはり参画の方が良い。ただ単に参加す るのではなく企画段階から入っていくんだという意気込みが必要で あり、参加ではなく参画だろうという意見が出ました。子どもの権利 については、参加は子どもといえども参画にすべきではないか。それ から、2の子どもを地域社会の一員として尊重しについては、はたし てこの尊重という言葉だけで良いのか、前回もCグループでは、子ど もの命を守り育てるといった意見が出たのですが、子どもをどのよう にみるのかに関わってくるので、ただ単に尊重ということでは、言葉 が舌足らずではという意見でした。最後時間がなかったので、子ども の権利については、これだけしか議論できませんでしたが、まだまだ 意見があるようでした。

会長

それでは、同様にCグループの方で補足、意見、皆さんに紹介したい追加意見ありましたら遠慮なくご紹介いただきたいと思います。それでは、全体を通して改めて確認をさせていただきますけども、グループで司会をされた方も含めまして、今日ご審議いただいた内容について追加、補足、さらに提案などありましたらご紹介いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、今日いただいたご意見は、確かにもっともな意見であり、重要な指摘ばかりであったと思いますので、各グループの皆さんから出された意見を再度整理して文案に反映させていく手続きを取って次にご審議いただく時間を設けていきたいと思います。

それでは、本日の主たる議題は以上ですが、もう一つ意見交換ということで皆さんの方にご紹介したいものがあります。実は私の方の判断で皆さんにお配りしてご覧になっていただきたいものがありますので、事務局から配っていただきます。9時になりましたけれどもほんの少しお時間をいただきまして、ご紹介させていただきます。いま

お配りしているものは、ちまたでは大変よく出回っているものでして、 つくった方も実は今では広めてほしくないといったこともうわさで 入ってきます。しかし出たものは一応皆さんのお手元に届けておかな いといけないと思いました。これは何かと申しますとご覧のとおり自 由民主党の政務調査会というところがまとめたものです。ちょっと待 て、自治基本条例、つくるかどうかもう一度考えようというものです。 この審議会は市長の諮問に基づきまして委嘱を受けた皆さんで素案 を検討するものなのですが、ただ検討する際にもこのような違うかた ちの意見が出ておりますので、それを皆さんも知っておいていただい た上で積極的にご意見を出していただく方が良いだろうということ で、いま出させていただきました。今日冒頭に出すとこのことで相当 皆さんを引っ張ってしまうことになると思いましたので、意見交換の ところで出させていただきました。また改めてよく読んでいただきま して次回以降皆さんのお考えを披露していただく時間を設けたいと 思います。では、簡単にこの内容を私から紹介させていただこうと思 います。なお、関市の議会の一部の方も自民党に出かけられて、そし てこの内容を勉強されてきたというような噂も聞いております。私は その方から直接伺ったわけではありませんが、いろいろなところに伝 わっています。先ず、1ページ見開きに目次が書いてあります。自治 基本条例ダイジェストと書いてあるところをご覧ください。あなたの まちの自治基本条例は大丈夫、もう一度点検しようという内容です。 全部はとても紹介する時間がありませんので、ポイントそしてここで 書かれていることで、大変混乱された内容がありますので紹介いたし ます。そもそも自民党は、この自治基本条例を策定する前提としての 地方分権一括法を 2000 年に制定しています。そして今日の自治基本 条例の各自治体での検討というのは、前提は2000年の地方分権一括 法に基づいて地方公共団体が憲法並びに法律の範囲内で地域の住民 の自治をきちんと尊重して行政サービスを行っていくという観点で 先ず、自治基本条例が検討されていった訳です。ところが、この内容 はどうもそういうご自身たちで歩んでこられたプロセスを無視して たいへん誤解のもとでこの文案がつくられています。後の方ででてき ますが、先ず上から二つ目のところをご覧ください。自治基本条例そ のものに問題があるわけではないと言っています。自治基本条例の制 定というものは問題があるということではない、これは制定に向けた 議論は真摯にやっていただくことをお願いしたいということです。と ころが、条例に至るまでの発端をみると市長候補者が住民との一体化

を出すために公約に掲げたからだとか、議会や行政を批判的にみる一 部団体が政治的意図を目的に主導したものだという根拠を持ってい るわけです。なぜ自治基本条例が必要かという議論を議会などで十分 に議論されないままできあがったものもありますと言っています。議 会で議論しないで条例ができるということ自体は、議会は何をやって いたのかということになってしまいます。議会はしっかり審議し、そ してそこで可決して条例が誕生するものです。ですから、できた条例 が議会で審議していないということになり、それで通ったということ になれば、議会は何をやっているのか、職務放棄になってしまいかね ないような文章が、ここで堂々と展開されてしまっています。そして 3つ目をご覧ください。制定された自治基本条例をみると複数信託論 や補完性の原理、これは後の方で出ていますが、イデオロギーに基づ いて条文が規定されているものがあります。イデオロギーという表現 の意味が良く分からないのですが、その後地方自治や住民の信託によ って成り立つ、地方ができないことを国がやる、国ができないことを 国際機関がやるという考え方で地方自治が法律の範囲内で行われて いる憲法の趣旨を大きく逸脱すると述べています。しかし実はそんな ことはどこにも書いてありません。皆さんがこれから検討されていく ものも、これはあくまで憲法、地方自治法にのっとって検討していた だくものです。憲法というものは第8章で地方自治の本旨を定めてい ます。そして地方自治を保障するために92条から95条までの条文を 設けております。例えばその中で正確に少しだけ紹介しますと 92 条 のところでは、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治 の本旨に基づいて法律でこれを定める。地方自治の本旨というのは、 今日的な定義でいうならば、住民自治と団体自治というものをしっか りと踏まえたかたちで法律を定めること、94条のところでは、地方 公共団体はその財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能 を有しながら法律の範囲内で条例を制定することができるとなって います。この自治基本条例というのは、憲法と地方自治法に基づいて 市町村など地方公共団体の自主性や独自性を市民の協力を得ながら 発揮して、そして市民が愛着を持って住み続けられるようなまちをつ くるための行政運営の基本ルールとして定めているのです。決してこ こに書いているように、先ず市民が自分でできることはやって、そし てできないことは市町村がやって、そして市町村ができないことは県、 国がやってというようなことは、どこにも定めていなくて、そもそも 市民が先ずやってということが何に基づいてやるのかということが、

この議論の組み立て方の前提の中に無い訳でして、こんなことはあり えない訳です。そして、今度は下から二つ目のところですが、地方自 治体において自治基本条例を制定する場合には、条例を作成する住民 の公募は特定の集団に偏らない、特定団体が唱道する自治基本条例は 拒否するなどに留意をしてとなっていますが、こういうことは今回の 審議会もそうですけども、私も近年の自治基本条例の検討する委員会 の中で、このような 1、2 にかかわるようなかたちでの呼びかけとい うのは見たこと、経験したことはありません。こういうに非常に侵奪 なことを表現するのであれば、具体的にどのようなところであったの かということは示さなければ、まずいだろうと思います。そして多く の住民の意見に耳を傾けながら幅広く深い議論を尽くしていく必要 がある、ここはそりゃその通りだと思います。そして次のページのと ころですが、あと少しご覧ください。3ページですが、もともと国家 より市民に重きを置く自治基本条例だというところがあります。ここ の一番上ですが、自治基本条例はもともと 1970 年代、学生運動が盛 んなころ法政大学の松下圭一教授が提唱しました。菅直人前首相や仙 石由人元官房長官などの民主党幹部が松下理論の信奉者ですという ように書いてあります。それで皆さま方、松下圭一さんでご存知でし ょうか。実際、松下さんがどのような著作を書かれて、そしてこの著 作の中でどのような論議、内容を紹介し、学会並びに市民に発表され ているのかを読まれたことがおありの方、どうでしょう手をあげてい ただけないでしょうか。昔の方はあるかもしれませんね。ここに 1 冊あります。これは、松下さんがこれまで書かれた著作を分かりやす く書かれたものです。都市政策を考える、岩波新書、1971年のもの です。松下さんは、この本を書かれておりますけれども、資料の 2 つ目、この理論は国家の概念を否定し、個人やグループの存在と発言 に重きを置く運動体の中で生まれましたと書いてあるのですが、松下 さんは政治学者ですが、国家の概念を否定しいるわけではありません。 1970年代というと日本が高度成長を遂げて、72年のオイルショック を迎える直前の頃でした。そういう中で、今でいうと国内での総生産 を一生健命組み立てていく段階で、どちらかというと生産、産業主導 の自由主義国家の一員として認められるための生業と言いますか、国 家運営といいますか、そして具体的に市町村も法律にしたがって国の いろいろな政策を具体的に体現してきたわけです。そういう中で、実 は公害問題であるとか、福祉の低下であるとか、保健衛生の問題であ るとか、教育の問題などが問題として出てまいりました。そこで国の

仕事は仕事として、高度成長は重要だけれども、しかしその果実が市 民の暮らしに十分行き届いていないことは問題ではないか、そこで市 民が、きちんと自らの人権を主張して市民運動、あるいは市民の民主 主義の発議として自治体行政にしっかりと市民生活をサポートする ような、そういう行政運営をやるよう改革論を提唱したのです。決し て国家を否定しているのではありません。国家の中での地方自治体の 仕事のやり方についてきちんと市民と向き合うように呼びかけをし ました。ただ、その当時は、2000年の地方分権一括法により各法律 の中で地域の言わば住民や団体等の意向を踏まえて事業をやりなさ いという法律にはなっていませんでした。地方自治体というのは、国 の意向を踏まえたうえでという書き方が多くありました。そういう中 で地方自治体は、いろいろと住民生活について工夫を凝らすも、しか し国の法律では当然、法律の範囲内の行政サービスをやらざるを得な かった部分があったわけです。そういうあつれきの中でどうするのか、 松下さんはそういう中で地方自治体というのは、きちんと市民と向き 合うべきだということ言ったわけです。そして、そのことはこの中に 書いてあります。1971年のものですが、図書館などにありましたら、 ぜひご覧になっていただくとお分かりになると思います。そしてその 後のところで、地球市民などという発想もこういったところからでて きたと書いてありますが、これはそうではなくて、これは 1992 年の ブラジルの地球サミットなどで世界的な、つまりグローバルな市民団 体のネットワークを非常に大事にしようということで地球市民とい う言葉がでてきたもので、アジェンダ 21 で紹介されました。私はそ の時ちょうど 21 歳でブラジルにおりましたので、こういう地球市民 という言葉が新鮮な響きとして感じ取れました。当時も各国政府もN GOと向かい合って、そしてこれまでの国、あるいは多国籍という企 業のみ重視した政策ではなくて、その国々の市民の人権を大事にして いくということが、NGOなどの提案もあって受け止められていって、 随分変わってきたということがありました。そして最後のページ、こ こは皆さんで見ておいていただきたいと思います。最後のページのと ころに憲法と法律と自治基本条例の関係、自治基本条例の条文例の問 題点というように書いてあります。ここに書かれていることが今皆さ んでご審議されているようなところで、もし問題となっているのであ れば、ご指摘いただきたいと思いますし、あるいは参考にしていただ きたいと思います。自治基本条例は他の条例の上位に立つものではあ りません。ましてや法律の上に立つものでも当然ありません。憲法、

法律に基づいて地方公共団体が市民の協力を得て協働で市政運営を 行っていく、具体的には住民自治と団体自治を保障するために行政を 行っていく、その言わば基本ルールとしてつくるものです。まだまだ 法律の中には、各地域での扱い方が様々になっていうものがあります。 それぞれの市町村が、憲法や地方自治法、さらに法律の趣旨をくみな がら、独自性や個性というものを描き出していこうと考え、そのため の市民の役割、市民への関わり方への期待というものを書き表してい くというような条例なのです。そのようにして書いているのですが、 どうもここに書かれている内容は、その辺を攻撃的に残念ながら紹介 してしまっています。このようにして、1970年代の松下理論に基づ いて自治基本条例がつくられているなんてことは、ありえないわけで す。1970年に基づいて、今日の条例づくりを検討するなんてことは、 はたして正しいでしょうか。あまりにも時代が違いすぎる、あくまで も今の自治基本条例というのは、自由民主党が政権与党として、構造 改革の一環として地方分権改革を行った中の 2000 年の地方分権一括 法をきちんと行っていくために、つくっているものなのです。それが 今日の言わば学術的な解釈であり、まず間違いがないであろうと思い ます。これはあくまでも専門家として皆さま方にご紹介するものなの で、不十分なところがあったかと思いますので、今日お配りした資料 をご覧になっていただきたいと思ってお配りいたしました。あくまで も情報はきちんと、いろいろな意見をお届けするのが運営側の責任で もありますので、ちょっと時間をオーバーして申し訳ございませんが、 紹介させていただきました。それでは、本日の議事は以上で終了しま したので、何か皆さま方からご意見などございますか。また今の内容 も含めて、より詳しく説明せよというようなご意見がございましたら、 ぜひ私のほうで準備してまいりますので、その時は、遠慮なく事務局 を通してお伝えいただけたらと思います。専門家として積極的にかか わりたいと思いますので、ご不明な点はご指摘いただきたいと思いま す。

事務局

長時間にわたり熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。次回の開会ですが5月28日火曜日、夜7時からで、次回は次の大項目へ進んでいきたいと思っています。それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了したいと思います。

(閉会 午後9時19分)